



- 6-02-01 都市計画・地籍調査

- 地域の特性に応じた土地の利用となっております。
- 中心市街地の活性化と都市の快適性、利便性の向上を目指しています。
- 将来のわたり便利で循環性の高い公共交通が構築され、安定した運行・運営を行っています。
- 地籍調査は、市街地区域が中心となることから、用地境界に問題のある箇所が多いことが予想され調査に時間はかかりますが、確実に地籍の明確化を図り、税金等の市民負担の公平化、土地に関する紛争の防止を目指していきます。

6-02 快適な都市機能

前期 5 年間の検証

- 令和元年度に行った「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直しと令和4年度に改定時期を迎える「留萌市都市計画マスタープラン」の検証をもとに、今後のまちづくりの方向性について、庁内各課と調整を進めていくことが必要です。
- 明元町市営駐車場（都市計画路外駐車場）は、供用開始から 40 年以上経過しており、また、利用率も低下している状況であり、そのため、老朽化による維持管理費の増加と利用料収入の減収により収支不足の増加が危惧されていることから、民間への移譲などの運営手法の変更や廃止について検討が必要です。
- JR 北海道の事業範囲の見直しにより、留萌線（深川・留萌間）については、「鉄道よりも他の交通機関との代替も含め、地域での検討協議が必要であり、利便性や効率性の向上が期待できる線区」とされる中、沿線自治体との協議を進めています。
- 留萌市地域公共交通活性化協議会を令和2年 11 月に立ち上げ、特に市内における移動手段の利便性向上と交通事業者が持続可能な事業構築のため、「留萌市地域公共交通計画」の策定に向けた協議を進めていくことが必要です。
- 地籍調査は、平成 15 年度から郊外の調査を開始し、平成 21 年度から市街地区域の調査を行っていますが、市街地区域では筆数や用地問題が複雑化しているものも多く、調査に時間を要する原因となっています。
- 近年、社会資本整備（道路・上下水道布設工事、防災・減災・復興等工事）の工事期間短縮の推進を図るため、全国的に地籍調査事業の需要が高まっている一方で、ここ数年は国から北海道に対する配分が減額調整となり、通常 3 年工程で実施される調査に 4～5 年を要していることから、登記簿等（土地面積）の更新率が低迷しています。

現状と課題

- 良好な住環境を形成するためには、それぞれに応じた、計画的な土地の利用が必要となっています。
- 明元町市営駐車場は、供用開始から 40 年以上経過しており、老朽化による維持管理費の増加と月極契約の利用者減に伴う減収により、収支均衡を保つことが困難となっています。
- 周辺に民間駐車場が整備され、設置当初と比較すると、市民を対象とした市営駐車場の必要性が低下しています。
- JR 留萌本線廃線後の代替交通の確保や駅周辺地域の賑わいの再生が課題となっています。
- 平成 30 年度には、交通事業者の運転手不足解消のため、複数あったバス路線を 3 つの路線に統合したことにより、1 路線当たりの始点から終点までの所要時間が長くなり、利用者の利便性低下の要因の一つと考えられます。
- 人口減少等による厳しい経営状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動の自粛等により、交通事業者は深刻な経営悪化に陥っております。
- 地籍調査は、平成 15 年度から調査を開始し、登記簿（土地面積）が更新される割合の進捗率は令和2年度末で 22.38%となっており、事業完了までには長い期間を要することから、効率的に事業を推進していくことが重要です。

6-02 快適な都市機能

後期5年間の方向性

- 中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりを目指し、都市計画区域の整備や開発、保全の方針と現在の「留萌市都市計画マスタープラン」の検証をもとに、今後のまちづくりの方向性など必要な計画の変更を行っていきます。
- 都市計画駐車場は、位置付けや隣接施設との関係から、早急な廃止はできない状況ですが、民間等への移譲を含めた運営手法の変更や廃止について検討していきます。
- 交通体系の在り方について、「留萌市地域公共交通計画」の策定に向け、利用者側のニーズや交通事業者側のニーズを把握し、留萌市に最も適した交通体系について協議会の中で検討を進めていきます。
- 公共交通事業者の持続可能な運営を目指して、定期的に状況を聞き取り、支援策について必要に応じて検討していきます。
- 市街地は、筆数が多く地籍調査に時間がかかるため、地権者との立会確認を迅速に行って一筆を大切に扱い境界の確定を着実に進めていきます。

数 値 目 標		※現状：R2					
指 標 項 目		現状	R4	R5	R6	R7	R8
留萌市内線バス乗客人員	(人)	82,370	83,000	83,000	85,000	87,000	89,000
登記簿等(土地面積)が更新される割合	(%)	22.38	23.92	23.92	23.92	24.83	24.83

6-02-02 道路・橋りょう

令和8年度の目指す姿

- 幹線道路の整備が計画的に進むとともに、生活道路の補修が適切に行われ、道路機能を維持しています。

前期5年間の検証

- 幹線道路の整備について、高規格幹線道路深川・留萌自動車道においては全線開通し、道道留萌小平線、見晴通等の各事業についても着実に進んでいますが、留萌市が管理する生活道路整備については、事業を計画的かつ着実に進めているものの、地域の要望に応えきれていない状況です。

現 状 と 課 題

- 留萌市が管理する市道は、老朽化による損傷が多くなっており、道路整備計画に基づき計画的に補修・改修整備を進めていますが、地域の要望に応えきれていない状況にあります。

後期5年間の方向性

- 道路整備計画に基づき、計画的に補修・改修整備を推進していきます。

数 値 目 標		※現状：R2					
指 標 項 目		現状	R4	R5	R6	R7	R8
走行(歩行)空間の安全度の向上	(%)	73.0	80.0	82.0	84.0	86.0	90.0

6-02 快適な都市機能

6-02-03 河川・ダム

令和8年度の目指す姿

- 市民の生命・財産を洪水から守るための河川・ダムが整備・管理され、市民が安心して暮らしています。

前期5年間の検証

- 留萌川の整備促進については、国へ要望しながら着実に進んでおり、また、マサリベツ川の整備促進についても、道へ要望しながら着実に進んでいるほか、留萌市管理河川の河道の維持管理についても、河道閉塞に伴う河川の氾濫を防ぐため、河道断面を阻害している立木の除去を行うなど着実に進んでいます。

現状と課題

- 留萌川の整備（護岸・遊水地等）は、未整備区間がありますが、着実に進んでいます。
- 留萌川につながる北海道管理区間の整備促進を要望していきます。
- 留萌市が管理する河川は168 kmあり、未改修の原始河川も多くある中、河道内に立木が多く流れを阻害していることから、伐木・堆積土の計画的な除去を行っています。

後期5年間の方向性

- 留萌川の整備促進を国に要望していきます。
- 一級留萌川水系タルマップ川の整備促進を北海道に要望していきます。
- 留萌市管理河川の計画的な維持管理を行っていきます。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
河川災害の発生件数 (件)	0	0	0	0	0	0

6-02-04 留萌港

令和8年度の目指す姿

- 港内の静穏度向上のための施設改良や老朽化施設の改修により、安全で効率的に港が利用されています。
- 港湾施設用地の効率的な利用が図られています。

前期5年間の検証

- 直轄事業や国の補助制度の活用による施設改修が進んでいることから、引き続き計画的に事業を進めていくことが重要です。

6-02 快適な都市機能

現 状 と 課 題

- 現港湾計画については、目標年次の平成 17 年を超えており、また、今後も整備の実現が困難な内容も多く含まれることから、現状に即した港湾計画に改訂するため、国と協議を進めていく必要があります。
- より安全で使いやすい港とするため、港内の静穏度向上や老朽化施設の計画的な維持改修が必要となっています。

後 期 5 年 間 の 方 向 性

- 「留萌港港湾施設維持管理計画」に基づいた点検の確実な実施により、老朽化施設の維持及び改修を計画的に進めていきます。
- 優先順位を決め直轄事業へ要望し、港内静穏度向上や施設の安全性確保を進めていきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
留萌港取扱貨物量 (万t)	105.0	105.0	105.0	105.0	105.0	105.0
入港船舶総トン数 (万t)	111.6	115.0	115.0	115.0	115.0	115.0

6-02-05 市 営 住 宅

令和 8 年 度 の 目 指 す 姿

- 点在入居した郊外団地の集約及び用途廃止が進み、適正な管理戸数へ近づいています。
- 建替えや改善による住環境及び居住性の向上を図ることにより、高齢化に伴まちなか団地への住替え及び新規入居が進み、団地が活性化され、住みやすい住環境が形成されています。

前 期 5 年 間 の 検 証

- 「管理戸数」については、老朽化により空き家となっているコンクリートブロック造平家住宅の解体を中心に計画的に進め、目標とする管理戸数に達していることから、今後も管理戸数の適正管理に努めていくことが重要です。
- 「市営住宅の入居率」については、入居者の高齢化等に伴い、交通アクセス及び買い物等に利便性の高いまちなかやエレベーター付き住宅への需要が高く、応募も集中していることから、郊外団地の空住戸が増加傾向にあり、また、ここ数年は退去者数も増加傾向にあることから、目標とする入居率の達成が厳しい状況であり、入居率の向上を図るため、老朽化した空き家の解体及びまちなか居住の整備等を効率的に進めていくことが重要です。

現 状 と 課 題

- 令和 2 年度末現在、公営住宅の管理戸数は 1,213 戸、そのうち入居戸数が 922 戸となっています。
- 中層住宅における給排水配管等の設備機器の老朽化が著しいことから、計画的に更新し住環境及び居住性向上に努めていく必要があります。
- 低層住宅の老朽化した空き家が増加傾向にあることから、計画的に用途廃止を行いながら、まちなか居住の整備等を進めていく必要があります。

6-02 快適な都市機能

後期5年間の方向性

- 令和2年度からの「留萌市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅情勢や居住ニーズを踏まえた持続可能な住環境づくりのため、中高層住宅の内外部改善及び低層住宅の老朽化した空き家の用途廃止、まちなか居住の整備等を計画的に進めていきます。

数 値 目 標		※現状：R2					
指 標 項 目		現状	R4	R5	R6	R7	R8
管理戸数	(戸)	1,213	1,149	1,138	1,122	1,106	1,094
市営住宅の入居率	(%)	76.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0

6-02-06 公園緑地・花

令和8年度の目指す姿

- 市民が進んで公園や花壇の維持管理に参加していきます。
- 公園施設の老朽化による利用者被害を防止するため、点検診断に基づく補修・改修整備を進めています。
- 自然の大切さと美しいみどりとのふれあいを通じて、森林の維持に対する理解が深まるとともに、森林の機能を生かし、森林浴を楽しむ市民の健康増進に役立っています。

前期5年間の検証

- 市内の公園全体としては、「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、点検診断や整備が着実に進んでおり、地域との協働による「環境美化パートナー」については、町内会などとのパートナーシップ制度による緑化の推進や環境美化に努め、公園や花壇の維持管理が推進されています。
- マサリベツ望洋の森については、一部施設の改修や開放区域を広げるなど、森林に親しむ機会を創出しています。

現 状 と 課 題

- 施設の老朽化が進み、整備と維持管理に多額の経費を要しています。
- 市民の協力や参加を拡大し、地域が使いやすく愛される公園緑地・花壇づくりを目指し、協働による維持管理として「環境美化パートナー制度」のさらなる普及が必要となる一方、町内会組織の弱体化、高齢化、担い手不足が課題となっています。
- 今後急速に増大する老朽化施設を計画的・効率的に保全し、可能な限りコストを縮減するために「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持修繕を行う必要があり、特に遊具の安全性の確保が重要となっています。

後期5年間の方向性

- 地域との協働による環境美化パートナー実施箇所数を維持していきます。
- 「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に補修・改修整備を推進していきます。
- 森林機能の維持を図りながら、有効な活用方法について検討していきます。
- 最小限の経費により効率的な施設の維持管理を行っていきます。

6-02 快適な都市機能

数 値 目 標		※現状：R2					
指 標 項 目		現状	R4	R5	R6	R7	R8
環境美化パートナー制度による維持管理箇所数	(箇所)	23	23	23	23	23	23
公園施設の予防保全率の向上	(%)	24.0	26.0	28.0	30.0	32.0	34.0
自然観察会等利用実績	(回)	5	11	11	11	11	11

6-02-07 商店街

令和8年度の目指す姿

- 商店街が市民の日常を支える「まちのお店」として親しまれ、必要とされる商店街になっています。
- 中心市街地の各商店街の魅力を磨き上げ、特色ある商店街として、市民の消費活動や交流機会が活性化してきています。

前期5年間の検証

- 市民まちづくりアンケートでは、商店街に対する満足度が例年低い状況です。
- 消費者の購買動向については、通信販売、ネット販売、郊外大型店など多様化する中、中心市街地に形成された商店街においては、活性化に向けた条件は厳しい状況ですが、商店街支援事業の活用や事業者の創意工夫を促し、関係機関と連携して業務を実施していくことが必要です。

現 状 と 課 題

- 商店街を取り巻く環境については、消費者の減少、購買方法の多様化や郊外型大型店の進出など、中心市街地の活性化を図るための条件は厳しさを増しており、まちの空洞化を抑え、魅力ある商店街を創るための取り組みが必要になっています。

後期5年間の方向性

- 商店街の活力回復を目指し、まちなかの拠点として、るもいプラザを有効活用した賑わいの創出に努めていきます。
- 留萌市商店街振興組合連合会や留萌商工会議所と連携して、市民が期待する商店街の在り方や役割を把握し、そのニーズに対応するため、商店街自らが提案する事業に対して支援していきます。

数 値 目 標		※現状：R2					
指 標 項 目		現状	R4	R5	R6	R7	R8
るもいプラザ賑わい広場利用者数	(人)	20,432	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
商店街加入数	(法人)	74	74	73	72	71	70

6-02 快適な都市機能

6-02-08 地域社会のデジタル化（DX）

令和8年度の目指す姿

- E B P M（証拠に基づく政策立案）等により自らの行政の効率化・高度化が図られています。
- 多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値が創出されています。

前期5年間の検証

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、行政においてもDX（デジタル・トランスフォーメーション（デジタルを効果的に活用し提供ができるようビジネスや組織の活動・内容・仕組みを戦略的、構造的に再構築していくこと））の必要性が高まる中、民間企業においてはペーパーレス化が浸透する一方、行政内部においては依然として紙媒体が色濃く残っていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止のためには、社会全体で書面での受け渡しや対面による説明をできるだけ避けるとともに、リモートワーク（働く場所以外は職場と同じ条件で勤務する働き方）やオンライン会議の導入が求められています。
- 2020年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、デジタル化への集中投資及び実装、環境整備を進める方針「デジタルニューディール」が打ち出され、その中で、行政手続きの抜本的なオンライン化やワンストップ化、手続きの簡素化、書面・押印・対面主義からの脱却、国・地方を通じたデジタル基盤の標準化、分野間でのデータ連携基盤の構築、オープンデータ（人出を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの）化の推進などが実現すべき目標として挙げられています。
- 様々な行政課題とライフスタイルの変化や人口構造の変化により、新たな課題が生じている一方、それに対応する職員が減っている現状から、限られた人数の中で業務を行うために従来業務の効率化を図るとともに、紙媒体中心の業務プロセスの見直しとデジタル化の推進が重要であることから、庁内における推進体制の構築に向け検討を進めていくことが必要です。
- 公共施設へのWi-Fi（パソコンやスマートフォンなどの機器を無線の電波によりネットワークに接続する技術）整備や窓口手数料、公共施設使用料などの電子決済の推進、居住地区を問わず市民がインターネット等のデジタルサービスを利用できる環境整備に向け、民間事業者による光ファイバ網整備への支援などにより、地域社会のインフラ環境整備を進めています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の対応において、様々な課題が明らかになったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対応するとともに、「新たな日常」の原動力として制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション（デジタルを効果的に活用し提供ができるようビジネスや組織の活動・内容・仕組みを戦略的、構造的に再構築していくこと））が求められています。
- 自治体においては、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI（人工知能）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。
- 庁内の全庁的・横断的な推進体制の整備のほか、デジタル人材の確保・育成が重要です。

後期5年間の方向性

- 自治体のシステムの標準化・共通化（目標時期 2025 年度）の実現に向けて、「ガバメントクラウド（G O V—C L O U D）」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて、国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行を進めるとともに、行政手続きのオンライン化（目標時期 2022 年度末）を目指し、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことができる手続きについて、マイナポータルからオンライン手続きが可能となるよう環境整備を進めながら、今後においてもマイナンバーカードの普及促進に努めます。
- R P A（ロボットによる業務の自動化）の利用促進、テレワーク（情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方）の推進などの働き方改革、セキュリティ対策の徹底、書面・押印・対面の見直しなどのB P R（業務全体の過程を見直し再構築すること）の取り組みを進めます。
- デジタル格差を是正し、I C T（情報通信技術）やA I（人工知能）、I o T（自動車や家電製品などのモノ自体をインターネットにつなげ、状態の把握やデータを収集・解析し活用すること）などの最先端技術を積極的に導入して、高齢者の暮らしサポートなど、地域社会のデジタル化を目指します。
- 留萌市内におけるデジタル化を推進するため、キャッシュレスの推進のほか、高齢者を含めて情報収集や連絡手段に有効なツールであるスマートフォンの利用方法や普及に向けて、市民からの協力もいただきながら取り組みを進めます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
マイナンバーカード交付率 (%)	24.1	30.0	50.0	70.0	90.0	100.0
A I、I o Tなどを活用した新たな行政サービス導入数 (件)	0	1	2	3	4	5